vol.3

二十歳になったら国民年金

保険料を納める義務があります。 ったときから国民年金の被保険者となり、 日本に住むすべての人は、 満20歳にな

学生の皆さんのための **.学生納付特例申請」**

生納付特例制度」が設けられ 険料の納付が猶予される「学 納付することが困難な場合に、 ています。 本人の申請により在学中の保 学生については、保険料を

■対象となる学生は…

歳以上の学生で、前年所得が 年以上の課程)に在学する20 校・各種学校(修業年限が1 学校・高等専門学校・専修学 118万円以下のかた。 大学(大学院)・短大・高等

*年度途中で20歳を迎え、 ださい。 納付特例を希望する学生 日以降早めに申請してく の皆さんは、 20歳の誕生

|手続きは…

ください。 民年金担当窓口に申請して 住所地の市区町村役場の国

■ご持参いただくもの

- 学生証または在学証明書 (コピー可)
- 年金手帳(あれば
- ☆学生納付特例期間中に障が ☆学生納付特例期間は、老齢 態が発生した場合、障害基 印鑑(本人が署名すれば不要 け取ることができます。 礎年金や遺族基礎年金を受 いや死亡といった不慮の事

勧めします。 度」を利用されることをお めることができる「追納制 年以内であれば保険料を納 年金額を増額するため、 った場合は、将来受け取る 含まれますが、年金額には が必要です。 れる場合は、 で収入が得られるようにな 反映されません。就職など 追納を希望さ 追納の申し出 10

※納期限を過ぎていなくても お手元にある納付書は使用 しないでください。 てください。この場合は在学 めて学生納付特例の申請をし 証明書又は学生証が必要です。

納付特例を希望されるかたで

ガキが届かない場合は、改

例を希望されるかたへ ★引き続き学生納付特

学校に在学する場合は、この ガキが発送されます。 まだ承認通知が届いていない 付特例の申請をされたかたで、 明書または学生証は不要です。 きます。この場合は、在学証 項を記入するだけで申請がで 請書が送付されます。同一の 礎年金番号などの印字された のかたへ、4月上旬以降に基 成3年度も引き続き在学予定 を猶予されているかたで、平 かたについては、承認後にハ ハガキに必要最小限の記載事 ハガキ形式の学生納付特例申 付特例制度により保険料納付 平成23年度も引き続き学生 なお、平成2年度の学生納 平成22年度において学生納

基礎年金の受給資格期間に

0 料の納付を希望される場合は 務所☎0238−2−422 ご連絡ください。(米沢年金事 手数ですが米沢年金事務所に 納付書を送付しますので、 付特例制度を利用せず、 また、平成23年度は学生納

※今春卒業予定の皆さんへ…

3月末日までです。 学生納付特例の有効期間は 引き続き

> ください。 若年者納付猶予制度をご利用 第1号被保険者で保険料納付 年度の一般免除手続を行って 6月までの3カ月分は平成22 らとなりますので、4月から 免除の受付開始は7月1日か ください。平成23年度の一般 が困難なかたは、 (平成22年度の一 免除制度· 般免除申請

(間は平成23年7月末まで)

平成23年3月~平成24年3月 『移動年金相談日』のごあんない 『移動年

(相談日))		
平成23年	3月23日(水)		10月26日(水)
	4月27日(水)		11月24日(木)
	5月25日(水)		12月28日(水)
	6月22日(水)	平成24年	1月25日(水)
	7月27日(水)		2月22日(水)
	8月24日(水)		3月28日(水)
_	9月28日(水)		

- 午前9時30分~11時30分午後1時~1時30分午後1時~1時30分午前10時~、午後1時~中央公民館第1・2研修室 受付時間
- ●開始時刻
- 1・2 研修室(2階) 会
- ※会場は都合により館内別室になる場合があります。 の案内板をご確認ください。 容 年金のことならなんでも 催 米沢年金事務所
- ●内
- ■主

(238-22-4220)